

## 高齢化社会の新しい支援のかたち「家族信託」

急速な高齢化により、「認知症」を患う人の急増が社会問題となっています。認知症になると短期間のうちに、お金の管理ができないとか、物事の理解ができないなど、**日常生活に様々な支障が生じてしまいます**。更には、あてにしていた老後の資金が（口座凍結されて）使えなくなることによって、介護サービス費用が捻出できない、擁護施設や病院の費用が支払えない…など、やがて家族親族を巻き込んだ大きな争いに発展してしまう事例もあとをたちません。

その様な状況にならない様に、**まだ元気なうちに、将来の生活の安心を確保する新しい法律上の仕組み**として、今一番注目されているのが「家族信託」です。

## 家族信託の特長と費用は？

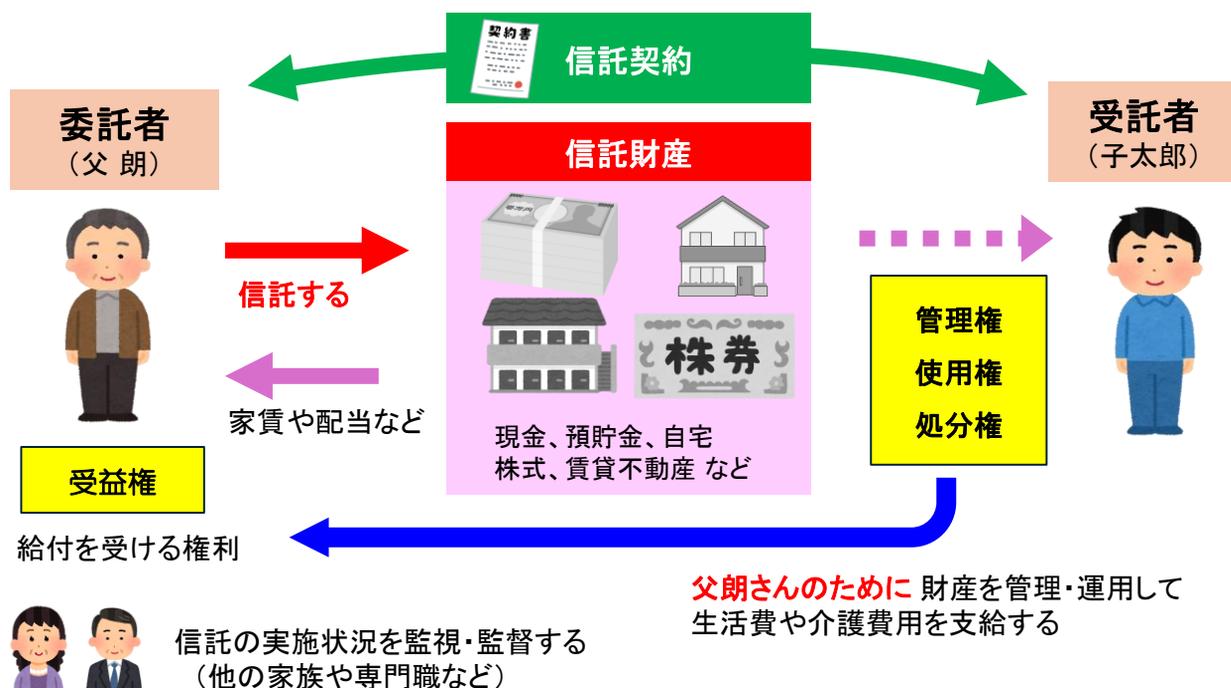
家族信託は、**財産を将来のために「託す」仕組み（契約）**です。自分の財産は自分のために使うのが当然ですので、自分がまだ元気なうちは今まで通りで何も変わりはありませんが、イザという時には、**契約内容に沿った財産管理が代理され、安心安全な生活が保障されます**。また、基本的には月額利用料金などはかかりません。（契約締結時の費用は必要です）

## 家族信託の条件やデメリットは…ある？

まず、高齢者本人をサポートする「**信頼できる家族や親族などがあること**」が重要な条件となります。信頼できる人物であれば友人・知人等でも構いませんし、遠方に在住している人でも問題ありませんが、天涯孤独で身寄りが全く無い人には、家族信託は向いていません。

また、家族信託には**高度な専門知識が必要**です。現実的には、本格的に取扱うことができる専門職は限られていますので、依頼をされる場合の「**専門職選び**」には注意が必要です。

## 家族信託のイメージ図



2025.08 <https://www.torabayashi.biz>

